

子どもの権利条約 4つの原則

「子どもの権利条約」の4つの原則が反映されている「こども基本法」。条約に明記されている、こどもが生まれたときから基本的4つの権利をご紹介します。

第2条 差別のないこと

すべてのこどもは、こども自身や親の国籍、性別、意見、障がい、経済状況など、どんな理由でも差別されず、条約に定めるすべての権利が保障されます。

第3条 こどもにとって最も良いことを

こどもに関することが決められ、行われるときは「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に、こどもと一緒に考えます。

第6条 命を守られ成長できること

すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分にその子のペースで育めるよう、必要な支援を受けることができます。

第12条 意見を表明し参加できること

こどもは自分に関わるあらゆることについて自由に意見でき、大人はそれをこどもの状況に応じて真剣に受け止め、一緒に考え行動していきます。

他にもこどもにはさまざまな権利があります！もっと知りたいかたは、右の2次元コード（子どもの権利条約／ユニセフ）からご確認ください！▶



福智町こども計画 できました!

こども・子育て支援に向けた取り組みを切れ目なく総合的に推進するため、社会環境の変化、福智町のこどもや子育て家庭を取り巻く状況を踏まえた「福智町こども計画」を策定しました。「こども・若者が夢を描ける心豊かな福智町」を目指していきます。期間は今年度から令和11年度までの5年間です。

福智町こども計画 検索

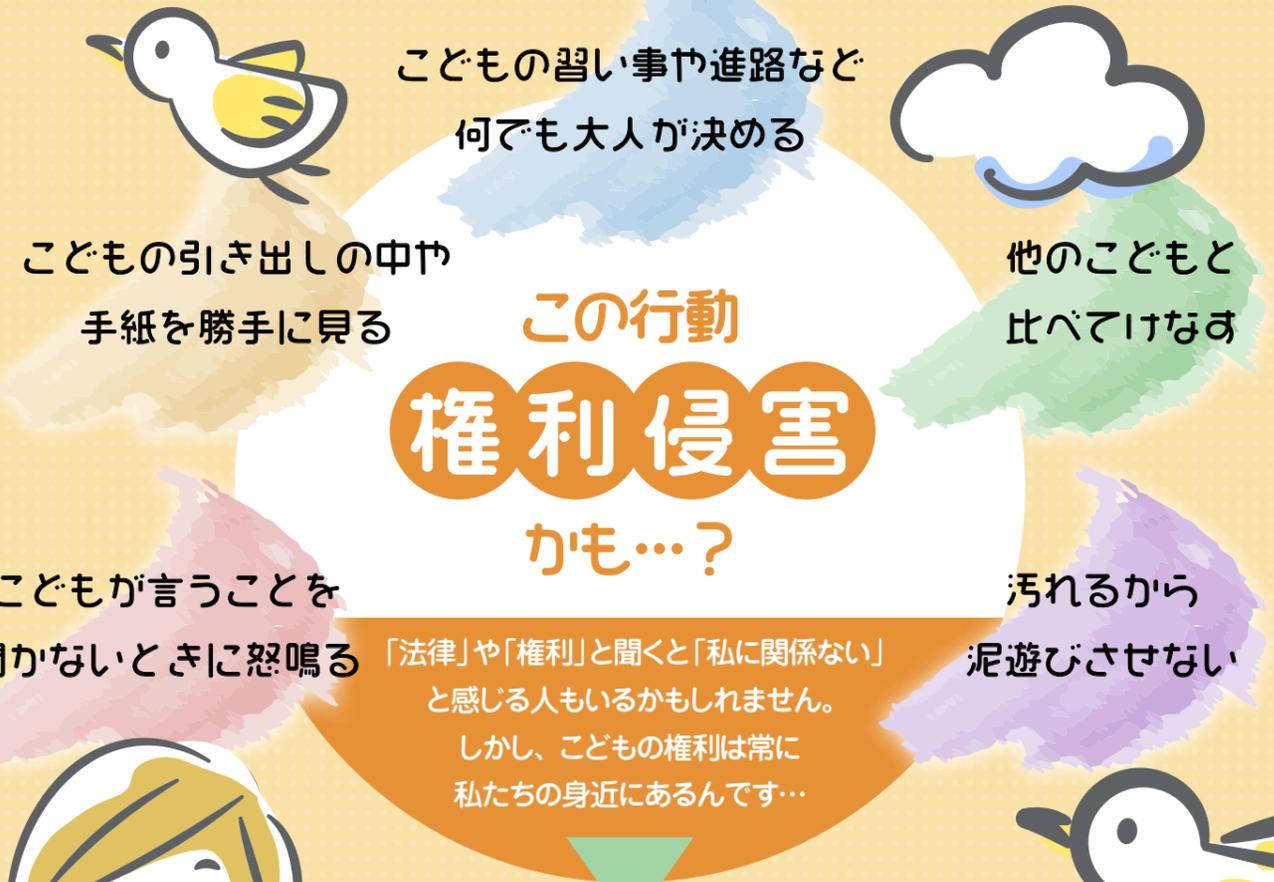


すべての

こどもや若者が 幸せになるために!

令和5年4月にスタートした「こども基本法」は、こどもや若者が幸せに過ごせる社会をつくるため、国連が定めた「子どもの権利条約」をもとに、こどもの権利を日本の法律として定めたものです。国や自治体など社会全体でこどもや若者に関するこども施策を進めることを目的としています。

問 役場 こども課 ☎ 22-3700



権利侵害 かも…?

「法律」や「権利」と聞くと「私に関係ない」と感じる人もいるかもしれませんが、しかし、こどもの権利は常に私たちの身近にあるんです…

大切なのは、こどものことを1人の人として認め、互いに何を思い何を考えているのか対話すること——「大人が上」とか「こどもは大人が指導する対象」と思わないこと。こどもは親の体の一部でも、親の所有物でもありません!